

平成 24 年度鹿児島大学法科大学院

A 日程既修者認定試験問題（民法）出題趣旨

問題 1

設問 1 は、物権変動論における所有権の移転時期に関する基本的理解を問う問題である。民法 176 条は、「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力が生ずる」とする。この「物権の設定及び移転」を生じさせる「意思表示」の意味内容を検討する必要がある。判例・通説は、いわゆる意思主義の立場に立ち、民法 176 条の「意思表示」を債権的意思表示とし、特定物を目的とした売買契約に関しては、売買契約締結時に所有権移転が生じると解している。したがって、①の売買契約成立時に本件土地の所有権はXからYに移転することになる。解答に際しては、本問が民法 176 条の解釈問題であることを示したうえ、意思主義と形式主義の主張内容を正確に踏まえつつ、所有権移転時期につき本問で与えられた具体的な事実在即して検討することが求められる。

設問 2 は、民法 557 条 1 項により、買主が売主に交付した手付は解約手付の性質を有するが、当事者間で手付に違約手付としての性質を付与した場合、この手付は、なお解約手付としての性質を有するかどうかを問われている。最高裁は、解約手付の趣旨を明確に排除する特約がない限り、解約手付と違約手付の併存を認めている。したがって、仮に違約手付けの合意があったとしても、手付けを交付したYは、Xが履行に着手するまでは、本件売買契約を解除することができる。採点に際しては、手付けの解釈に関する民法の原則を理解しているか、解約手付と違約手付の併存に関する解釈論を適切に展開できているか、「履行の着手」の意味について正確な理解を示し、これを本問の事実にあてはめ適切な結論を導いているかどうか、等について確認した。

問題 2

本問は、不法原因給付に関する基本的な理解を問う問題である。

採点に際しては、民法 708 条の「不法」、「給付」の意味内容について正確な理解を示しているか、物権的請求権と民法 708 条の関係について基本的な解釈論が展開できているかどうか、判例は、民法 708 条による不当利得返還請求権が遮断される反射的効果としてYの所有権取得を認めるが、このYの取得する所有権と登記請求権の関係について適切な論述があるかどうか等を確認した。

問題 3

「錯誤」、なかんずく「動機の錯誤」という財産法領域の基本問題において、「財産分与契約」がどのように位置づけられるかを問う。その意味で、家族法と財産法の交錯領域である。「動機の錯誤」をめぐる判例法理を十分に理解しているか、その判例法理を財産分与契約（この非典型契約をどう解するかは、民法 768 条の財産分与制度の理解に関わっている）にどのように適用するか、本設例の事実関係を踏まえた柔軟な論理展開ができるかを見ようとした。